

[8]便所 (政令第14条 条例第18条)

基本的な考え方

高齢者、障がい者、妊娠婦、トランジエンダー等すべての人が利用しやすいよう配慮する。近年、多機能便所へ利用者が集中している等の傾向があるため、一般用便所に少し工夫を加える等により、機能分散を図る必要がある。

なお、乳幼児用設備(ベビーベッド・ベビーチェア)についての設計例やイラストは、[15]子育て支援設備 参照のこと。

●:政令・条例の基準 ○:望ましい整備

条例逐条解説 P.34~45
建築設計標準 P2-110

建築物移動等円滑化基準

		解説
仕上げ	●床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。 ●次に掲げる特別特定建築物(床面積の合計が1,000m ² (公衆便所にあっては、50m ²)以上に限る)は、そのうち一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)は、乳幼児を座らせることができる設備及び乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、その出入口にその旨の表示を行わなければならない。 ただし、乳幼児のおむつ交換をすることができる設備については、他に設ける場合は、この限りでない。 一 病院又は診療所 二 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 三 集会場又は公会堂 四 展示場 五 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 六 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 七 博物館、美術館又は図書館 八 飲食店 九 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 十 公衆便所	ベビーチェアとベビーベッドは、各々の目的が異なるため、両方設置することが必要。ベビーベッドについては、授乳室内に設置するなど、建築物内の別の場所に設ける場合は、便所内に設置しなくてもよい。 また、大人の介護ベッドとベビーベッドは兼用可能。 ベビーベッド・ベビーチェアはどの便所に設置しても構わない。さらに、ベビーベッドは便房(個室)内に設置しなくても良い。
一般基準	触知図案内板	ただし書きが適用されるのは次の場合(条例施行規則第7条) ・主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるもの
	洗面器	【国土交通大臣が定める構造】(国土交通省告示第1496号) ・腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること ・車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること なお、 ・手すりは左右両面に設置する ・車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間として直径150cm以上の円が内接できる広さを備えることを基本とする。 (設備等下部に車椅子のフットサポートに乗せた足が通過できるスペース(床上高さ40cm以上で奥行き20cmまで可)が確保されていれば、その部分も有効なスペースとする。) ただし、電動車椅子等、大きな車椅子では、150cmの円では十分ではない場合があるため、施設の利用者等状況を鑑みて設計する必要がある。
	車椅子使用者用便房の仕様	

	<ul style="list-style-type: none"> ●車椅子使用者用便房には、押しボタン式その他の容易に操作できる方式の便器の洗浄装置を設けること。 ●車椅子使用者用便房には、衣服を掛けるための金具等を設けること。 	<p>押しボタン式、レバー式や光感知式など</p> <p>○便房内のペーパーホルダー、便器洗浄ボタン及び呼び出しボタンを横壁面に設ける場合は、JIS S0026に基づく配置とする。 (図8.11)</p> <p>衣服等を掛ける金具の設置高さは、車椅子使用者用100cm程度、一般用170cm程度とすること。</p> <p>衣服等が落ちにくい形状とする。</p>				
オストメイト対応便房の設備	<ul style="list-style-type: none"> ●便所内に、高齢者、障がい者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上設けること。 ●オストメイト対応便房には、押しボタン式その他の容易に操作できる方式の便器の洗浄装置を設けること。 ●オストメイト対応便房には、衣服を掛けるための金具等を設けること。 ●大人のおむつ交換をすることができる長さ1.2m以上のベッドを一以上設け、その出入口にその旨の表示を行うこと(床面積の合計が10,000m²以上の建築物(共同住宅、寄宿舎又は下宿にあっては、床面積が200m²以上の集会室があるものに限る。)に設けるものに限る。)。 ●水洗器具は、温水が使用できるものとすること(床面積の合計が10,000m²以上の建築物(共同住宅、寄宿舎又は下宿にあっては、床面積が200m²以上の集会室があるものに限る。)に設けるものに限る。)。 ●荷物を置くための棚等を設けること(床面積の合計が10,000m²以上の建築物(共同住宅、寄宿舎又は下宿にあっては、床面積が200m²以上の集会室があるものに限る。)に設けるものに限る。)。 ●衣服を掛けるための金具等を二以上設けること(床面積の合計が10,000m²以上の建築物(共同住宅、寄宿舎又は下宿にあっては、床面積が200m²以上の集会室があるものに限る。)に設けるものに限る。)。 	<p>衣服等を掛ける金具の設置高さは、車椅子使用者用100cm程度、一般用170cm程度とすること。</p> <p>衣服等が落ちにくい形状とする。</p> <p>オストメイトの利用に配慮して、パウチや汚れた物、しごん等を洗浄するための汚物流し(洗浄ボタン・水栓を含む)、ペーパーホルダーを設置する。</p> <p>折りたたみ式のベッドの場合は、操作方法が簡単で、かつ軽くセットできるものでなければならない。また、車椅子使用者用便房の中に設置する場合、ベッドをセットした状態で退出した際に、車椅子使用者が進入できない場合が想定されるため、出入口戸付近から容易に上げ下げできるようなものでなければならない。また、折りたたみ式のベッドまたは据え置きのベッド等を使用している状態でも人の出入りができるよう、出入り口との位置関係に配慮する。</p>				
小便器	<ul style="list-style-type: none"> ●男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち一以上に、床置式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。 ●男子用小便器を設ける場合には、一以上その周囲に手すりを設ければなければならない。 	<p>小便器を設置する便所を設ける場合にのみ適用となる規定であり、設置の計画がない場合に、小便器の設置を求めるものではない。</p> <p>杖使用者等の肢体不自由者等が立位を保てるように設置する。</p>				
標識 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ●移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。 	<p>杖使用者等の肢体不自由者等が立位を保てるように設置する。</p> <p>バリアフリー化された便所(車椅子使用者用便房があるもの)は、国際シンボルマークを掲示しなければならない。</p> <p>[12]標識 参照</p>				
移動等円滑化経路	<table border="1"> <tr> <td>幅員の確保 (再掲)</td> <td>●幅は、80cm以上とすること。</td> </tr> <tr> <td>戸の構造 前後のスペース (再掲)</td> <td>●戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</td> </tr> </table>	幅員の確保 (再掲)	●幅は、80cm以上とすること。	戸の構造 前後のスペース (再掲)	●戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	<p>車椅子使用者用便房の出入口は移動等円滑化経路基準の出入口の規定が適用される。また、車椅子使用者用便房が一般便房の奥にある場合などは、当該車椅子使用者用便房に至る経路も移動等円滑化経路の適用を受けるため注意する。</p> <p>[2]出入口 参照</p>
幅員の確保 (再掲)	●幅は、80cm以上とすること。					
戸の構造 前後のスペース (再掲)	●戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。					

望ましい整備	解説
全体計画 (配置等)	<ul style="list-style-type: none"> ○2階以上の建物の場合、車椅子使用者用便房は直接地上へ通ずる階と同一の階に設ける。 ○個別機能を備えた便房は、利用者が位置を把握しやすいよう、他の便所と一体的若しくはその出入口の近くに設ける。 ○多機能便房は、利用者が集中するため、複数の便房でそれぞれの機能を確保する「機能分散」を図る。 ○高齢者や知的・発達障がい者等の同伴介助の利用に配慮し、広めの男女共用トイレを設置する。 ○トランジエンダー等の利用に配慮し、オールジェンダートイレ(男女共用トイレ)を設置する。
(案内設備)	<ul style="list-style-type: none"> ○音による誘導を行う際は、音声で男性用・女性用を知らせる。また、触知図案内板を設ける場合も、触知図案内板の位置を知らせる音声誘導装置を設ける。 ○車椅子使用者を誘導するために、建築物全体の案内設備には、便所の位置を表示する。 ○建築物の各所に便所の位置を示す案内設備を設ける。 ○利用したい便房が使用中の場合等に、他の便房へ行くことができるよう、他の階や場所にある個別機能を備えた便房の位置を、便房の付近に表示する。
共通事項 (出入口・戸)	<ul style="list-style-type: none"> ○便房の出入口は、車椅子使用者の利用を考慮すると75cm以上とする。 ○便房の戸の取っ手は操作しやすいものとする。 ○便房の戸が自動式引き戸の場合、施錠の操作がしやすいものとし、緊急の場合は外部からも開錠できるものとする。 なお、自動式引き戸のドア開閉盤は、手かざしセンサー式が使いにくい人もいることから、操作しやすい押しボタン式とする。 ○便房の戸が手動式引き戸の場合、指の不自由な人でも施錠の操作がしやすいものとし、緊急の場合は外部からも開錠できるものとする。 ○戸が内開き戸の場合、便器前から戸までの間に、戸の開閉動作に障がないよう、便房内のスペースにゆとりある広さを確保する。 ○内開き戸とする場合には、緊急時に戸を外せるものとする。 ○外開き戸とする場合には、開閉操作が円滑に行うことができるよう、扉に補助取っ手を設ける。 ○便房の戸に使用中か否かを表示する装置を設ける。 ○使用時以外は扉が開いているタイプとする。
(洗浄装置)	<ul style="list-style-type: none"> ○便座は、温水洗浄装置(温水でおしり等を洗浄する機能を持つ便座)とする。 ○外国人を含めた多様な利用者が安心して使える便所とするため、便器洗浄装置や温水洗浄便座本体等に表示する操作系ピクトグラムは(一社)日本レストルーム工業会の策定した標準ピクトグラムとする。 ○女性用に、用便中を外部に知らせないよう、水音を流す装置を設ける場合は、装置が起動中とわかるサインを示す視覚情報機器をつける。

(ボタン等配置)	<ul style="list-style-type: none"> ○便房内のペーパーホルダー、便器洗浄ボタン及び呼び出しボタンを横壁面に設ける場合は、JIS S0026に基づく配置とする。(再掲) ○洗浄ボタンは、見つけやすく使いやすい大型のものが望ましく、緊急通報ボタン等の操作ボタンとはっきり区分できるように配慮する。 ○ボタンがたくさん並んでいて、どれがどのボタンか分かりにくいものもあり、利用状況が想定できる場合は、必要最小限にとどめる。 ○ボタンには、凹凸やふくらみ、へこみ、色のコントラスト等をつけ、また、点字や浮き彫り文字、触覚記号等による表示を行う等、視覚障がい者にわかりやすい配慮をする。 ○洗浄装置は、センサー式が使いやすい一方で、視覚障がい者は触れることのできる形式のほうが使いやすいため、センサー式の場合は、便器洗浄ボタンを併設する等の配慮をする。 ○呼び出しボタンは、便座に座った状態から、手の届く位置に設ける。床に転倒したときにも届くよう側壁面の低い位置に設ける。 ○便房内には確認ランプ付呼び出し装置、出入口の廊下等には非常呼び出し表示ランプ、事務所には警報盤を設ける。 ○呼び出しボタンは、視覚障がい者が確実に押せるよう点字表示し、水栓スイッチと区別できる形状とする。 	<p>手すりに掴まったときに、呼び出しボタンに触れてしまうことのないようにする。</p>
(手すり)	<ul style="list-style-type: none"> ○和風便器についても、手すりを設ける。 	
(衣服掛け)	<ul style="list-style-type: none"> ○車椅子使用者用便房以外の便房にも腰掛便器からの立ち座りや車椅子から腰掛便器への移乗を容易にするために、手すりを設ける。 ○小便器の脇及び洗面ブースには、杖や傘などを立てかけるくぼみあるいはフックを設ける。 	
(荷物置き)	<ul style="list-style-type: none"> ○便房内及び洗面ブースには、車椅子に座った状態で、手が届く高さに荷物台を設ける。 	
(洗面器)	<ul style="list-style-type: none"> ○各便所内の洗面器のうち一以上は杖使用者等が立位を保つことができるよう、手すり等を設け、寄りかかれる配慮を行う。 ○手荷物棚を設ける。 ○子供の利用がある施設では、子供用の便器や洗面器を設置する。 ○排水トラップは車椅子使用者の邪魔にならないよう横引きタイプ(Pトラップ)のものとする。 	<p>洗面器の手すりは、配置によっては車椅子使用者が利用できなくなるため、車椅子使用者用便房に設置する場合は、工夫する必要がある。</p>
(標識)	<ul style="list-style-type: none"> ○バリアフリートイレには、個別機能を表示するピクトグラムや主要な利用対象の室名を表示する等、利用対象にならない方がむやみに使用しないように工夫する。 ○必要な機器を備えている便房を探しやすいよう、表示の仕方を工夫する。 ○機能分散された便所、便房であることが、高齢者、障がい者だけでなく外国人等すべての利用者にわかるように、ピクトグラム等により表示する。 	
(その他)	<ul style="list-style-type: none"> ○便所及び便房内では聴覚障がい者に非常警報がわかるよう、フラッシュユーライト等の光警報装置を設ける。 	<p>便房の戸を閉じた状態でも、便所内からその点滅が十分識別できる位置に設置する。</p>
照明	<ul style="list-style-type: none"> ○照明は、十分な照度を確保する。 	<p>・図 8.16 参照。 ・[18]知的障がい・精神障がい(発達障がい含む)支援設備 図 18.4 参照。</p>
小便器	<ul style="list-style-type: none"> ○知的障がい者に配慮し、ターゲットマークや足型を設置する。 	
触知図案内板	<ul style="list-style-type: none"> ○便所前の触知図案内板には、個別機能を備えた便房等の各便房の機能、位置等を表示する。 ○点字のみでなく、墨字も併記し、弱視者等にも分かりやすいよう大きさ、設置位置、文字のコントラスト等に配慮したものとする。 	
車椅子使用者用便房(計画)	<ul style="list-style-type: none"> ○複数テナントが入居する建築物の場合には、複数のテナントが共同利用できる位置に車椅子使用者用便房等を設ける。また、小規模店舗が密集する商店街においては、複数の店舗が共同利用できる位置に車椅子使用者用便房を設ける。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ○共同利用する車椅子使用者用便房等は、営業時間に問わらず、それぞれのテナント(店舗)が利用可能とする必要がある。 ○排泄介助が必要な障がい者(児)の脱衣・おむつ交換等に配慮し、一以上の車椅子使用者用便房は大型ベッド付きとし、異性による介助に配慮し男女が共用できる位置に設ける。 ○床面積 2,000 m²以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する建築物を建築する場合に設ける 1 以上の車椅子使用者用便房には、座位変換型の(電動)車椅子使用者が 360° 回転できるよう、直径 180cm 以上の円が内接できる広さを確保する。 ○一般便所に近い位置で計画し、障がい者の利用頻度が高い建築物等では男女別に設置する。また、可能な限り各階に設ける。 ○便房を複数設置する場合は、障がい者の右勝手、左勝手に対応できるようにする。 ○異性の介助者に配慮し、少なくとも一以上の車椅子使用者用便房は、男女が共用できる位置に設ける。 ○車椅子使用者が便房内で回転して設備・備品等を使用できるよう、車椅子の回転や介助者の同伴などの多様な動作が可能なスペースを設ける。 ○車椅子が接近できるよう、便器は前面のトラップ部分に、車椅子のフットサポートに乗せた足が当たりにくく、トラップ突き出しの少ない形式等とする。 ○便房を複数設置する場合は、障がい者の右勝手、左勝手に対応できるようにする。また、便座の高さについてもバリエーションを持たせる。 ○便器の位置は、正面からのアプローチを確保するだけでなく、右又は左からの側面移乗ができるようにする。 ○座位姿勢を安定させることや排泄に時間がかかる場合もあることから、便器に背もたれを設置する。 ○便器に前向きに座る場合も考慮してその妨げになる器具等がないように配慮する。 ○便器の座面高さは、床面から 42cm~45cm 程度とする。 	図 6.8 参照
(便器)		
(手すり)	<ul style="list-style-type: none"> ○手すりは、便器の両側に垂直水平に設け、垂直手すりは壁等に堅固定する。また、水平手すりの高さは 65cm~70cm に堅固定に取りつけ、片側は車椅子使用者が移乗しやすいように可動式とする。 ○手すりの位置が遠すぎて、体をあずけることができない場合があるので、使いやすい位置に設置するよう配慮する。 	温水洗浄便座の操作ボタンは、便座横に附置した操作ボックスではなく、壁付けとする。
(出入口・戸)	<ul style="list-style-type: none"> ○便房の出入口は、90cm 以上とする。 	JIS T 9201 に定められる手動車椅子であれば出入口の幅が 80cm でも利用可能であるが、電動車椅子や、スポーツ用の車椅子の場合、利用できないものがある。(例: テニス用車椅子幅 87cm)
(手洗器)	<ul style="list-style-type: none"> ○車椅子使用者用便房の扉は、閉じるスピードを調整できる機能があるものや、ワンストップ機能があるものとする。 ○簡易便房を設置する場合、計画によっては、後ろに手をまわすことのできない車椅子使用者が施錠・開錠できないため、配慮が必要。 ○扉操作、施錠操作が円滑に行えるよう、扉周囲に大型ベッドやゴミ箱等を設けない。 ○便座に腰かけたまま使用できる手洗器を設ける。 	便所使用中に手等が汚れた際、汚れた手で車椅子に移乗して洗面器までいくのではなく、便座に腰かけたまま手元の手洗器で手を洗えるようにする配慮である。
(洗面器)	<ul style="list-style-type: none"> ○水洗器具の吐水口の位置は、車椅子使用者が利用しやすい位置(洗面器の手前縁から 30cm 以内)に設ける。 ○自動水栓は、感知にくいものもあり、対応として自動・手動切替ができる水栓の設置をする。 ○洗面器は車椅子使用者が利用できるように、洗面器の下部にはひざや足先が入るスペース(高さ 65cm 程度、奥行き 55cm~60cm 程度)を設ける。高さ 65cm 以上の洗面器は壁に堅固定にとりつけるか手すり等を設けるなど、寄りかかる等の配慮を行う。 	

(その他)	<ul style="list-style-type: none"> ○鏡は、洗面器上端部にできる限り近い位置を鏡の下端とし、上方へ100cm以上の高さで設置する。 ○便器洗浄ボタンは便座に座ったまま利用しやすい位置に設ける。 ○ペーパーホルダーは便座に腰かけたまま使用できる位置に設置する。 ○汚物入れは一般的なものより大きいものが使いやすい。また、手の届く範囲に設ける。 ○衣服等を掛ける金具の設置高さは、車椅子使用者用 100cm程度、一般用 170cm程度とする。(再掲) 	傾斜式鏡は主に車椅子使用者を想定したものであるが、立位では使いにくい。洗面所の鏡は傾けず、位置とサイズを配慮することでだれでも利用できる。
オストメイト対応便房の設備	<ul style="list-style-type: none"> ○ストーマ装具の廃棄等に配慮し、汚物入れを設置する。 ○ストーマ装具の装着のための衣類の脱着、着替え等に配慮し、汚物流しの近くに着替え台を設置する。 ○ストーマ装具の装着や身だしなみを確認するための鏡を設置する。 鏡は、全身を映すことができるものとする。 	着替え時の姿勢保持のため、手すりを設ける。
	<ul style="list-style-type: none"> ○鏡の床からの高さは、75cm～80cm、長辺方向の長さは 100cm程度で平面鏡とする。 	
(鏡)	<ul style="list-style-type: none"> ○床面積 2,000 m²以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する建築物を建築する場合に設ける 1 以上の車椅子使用者用便房には、大人用介護ベッドを設ける。 	着替え時の姿勢保持のため、手すりを設ける。
	<ul style="list-style-type: none"> ○大人用介護ベッドの大きさは幅 60cm～80cm 程度、長さ 150cm～180cm 程度とする。 	
冷暖房設備	<ul style="list-style-type: none"> ○オストメイト対応水洗器具や介護ベッドを設置した車椅子使用者用便房には、冷暖房設備を設置する。 	
非常時のための設備	<ul style="list-style-type: none"> ○聴覚障がい者が便房でも非常時に情報がわかるように文字情報やこれに代わるサインを表示できるディスプレイ装置等を設ける。 	

解説図一覧

図 8.1 便房の配置等を視覚障がい者に示すための設備	●○
図 8.2 手すり付き洗面器	○
図 8.3 車椅子使用者が利用しやすい洗面器	○
図 8.4 水栓器具	○
図 8.5 車椅子使用者用便房の計画例	●○
図 8.6 簡易型車椅子使用者用便房の計画例	●○
図 8.7 個別機能を備えた便房及び多機能便房寸法	○
図 8.8 オストメイト用便房	●○
図 8.9 オストメイト簡易型設備	●○
図 8.10 その他の便所	○
図 8.11 洗浄ボタン等の標準配置例(「JIS S 0026」による)	○
図 8.12 手洗器を設ける場合の洗浄ボタン等の配置例	○
図 8.13 操作が容易な洗浄装置	●○
図 8.14 非常呼び出し装置等	○
図 8.15 小便器	●○
図 8.16 知的障がい者に配慮した小便器	○
図 8.17 大人用介護ベッド	●○
図 8.18 ベビーベッド	○
図 8.19 高齢者、障がい者等が円滑に利用できる便所・便房の設置例	●○
図 8.20 便所・洗面所の改善例	●○
図 8.21 小規模施設での改善例	●○
図 8.22 大人用介護ベッドを車椅子使用者用便房内に設けた例	●○
図 8.23 汚物流し(オストメイト用)及び大人用介護ベッドを車椅子使用者用便房内に設けた例 (220cm×280cm タイプ)	●○
図 8.24 汚物流し(オストメイト用)及び大人用介護ベッドを車椅子使用者用便房内に設けた例 (220cm×250cm タイプ)	●○

チェック項目(政令・条例の基準)

一般基準	①表面は滑りにくい仕上げであるか	
	②ベビーチェア及びベビーベッドを設け、その旨の表示をしているか (1以上。条例第18条第2項に掲げる特別特定建築物のうち、1,000 m ² 以上(公衆便所は50 m ² 以上)のものに限る)	
	③次の④及び⑤の便房を設ける便所	—
	(1)便所の出入口付近には便所の男女別、配置等を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障がい者に示す設備を設けているか (音による案内の場合を除き、当該設備の前の床面には、点状プロック等を敷設しているか)	
	(2)洗面器又は手洗器の水栓は操作が容易な方式のものを設けているか(1以上)	
	④車椅子使用者用便房を設けているか (1以上)	
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されているか	
	(3)洗浄装置は、押しボタンその他操作が容易な方式のものを設けているか	
	(4)衣服を掛けるための金具等を設けているか	
	⑤水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか (1以上)	
	(1)洗浄装置は、押しボタンその他操作が容易な方式のものを設けているか	
	(2)衣服を掛けるための金具等を設けているか (ただし、10,000 m ² 以上の場合は2以上)	
	(3)長さ1.2m以上の介護ベッドを設け、その表示をしているか (10,000 m ² 以上に限る)	
	(4)水洗器具(オストメイト対応)は温水が利用できるものか (10,000 m ² 以上に限る)	
	(5)荷物を置くための棚等を設けているか (10,000 m ² 以上に限る)	
	⑥小便器を設ける場合は、床置式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る)その他これらに類する小便器を設けているか (1以上)	
	(1)小便器に手すりを設けているか (1以上)	

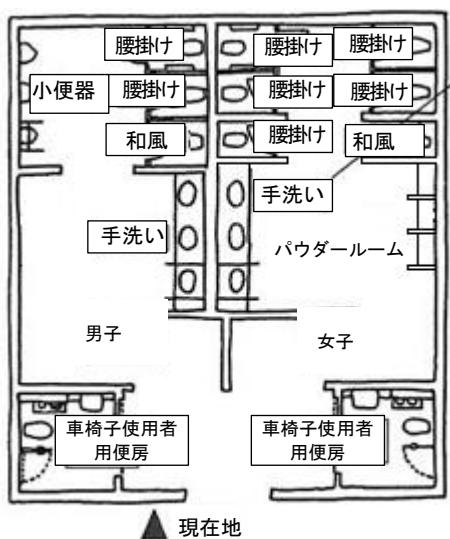
関連する章

- ・[12]標識
- ・[13]案内設備

●政令・条例の基準
○望ましい整備

●○図 8.1 便所の配置等を視覚障がい者に示すための設備

○便所の触知図案内板の記載例



●文字の部分を
点字で表示する

○便所の触知図案内板の設置例



便所の配置等を視覚障がい者に示すための設備

便所の出入口付近に、視覚障がい者に対して便所の男女の別・便所内の配置等を示す設備（触知図案内板又は音声による案内設備）を設けなければならない。

触知図案内板等の前の床面には、触知図案内板等の存在を視覚障がい者に示すため、点状ブロック等を2～3枚程度敷設する。

なお、男女兼用の多目的便房のみを設ける場合など、一の便房のみを設ける便所においては、点字により「男女兼用・右側に便器」等の案内をし、床面に点状ブロック等を敷設することで足りる。

（参考：大阪府福祉のまちづくり条例施行規則）

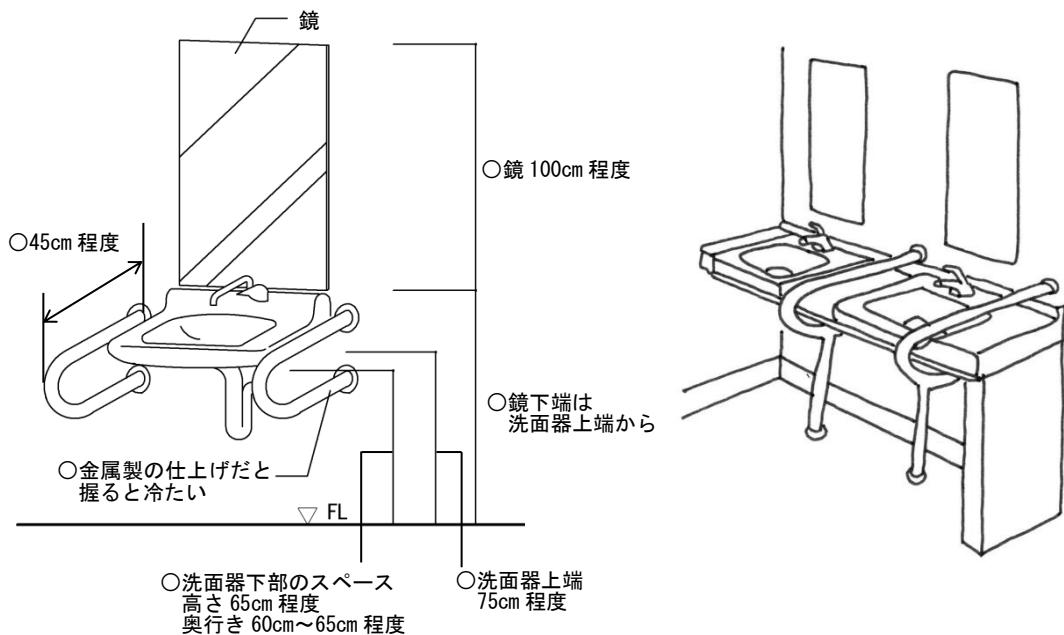
- 第六条 条例第十八条第三項第一号の規則で定める方法は、次に掲げるものとする。
- 一 文字等の浮き彫り（その前の床面に視覚障がい者に対しその存在をしめすために点状ブロック等を敷設するものに限る。）
 - 二 音による案内
 - 三 点字及び前二号に類するもの

（点字を読むことができない視覚障がい者への対応について）

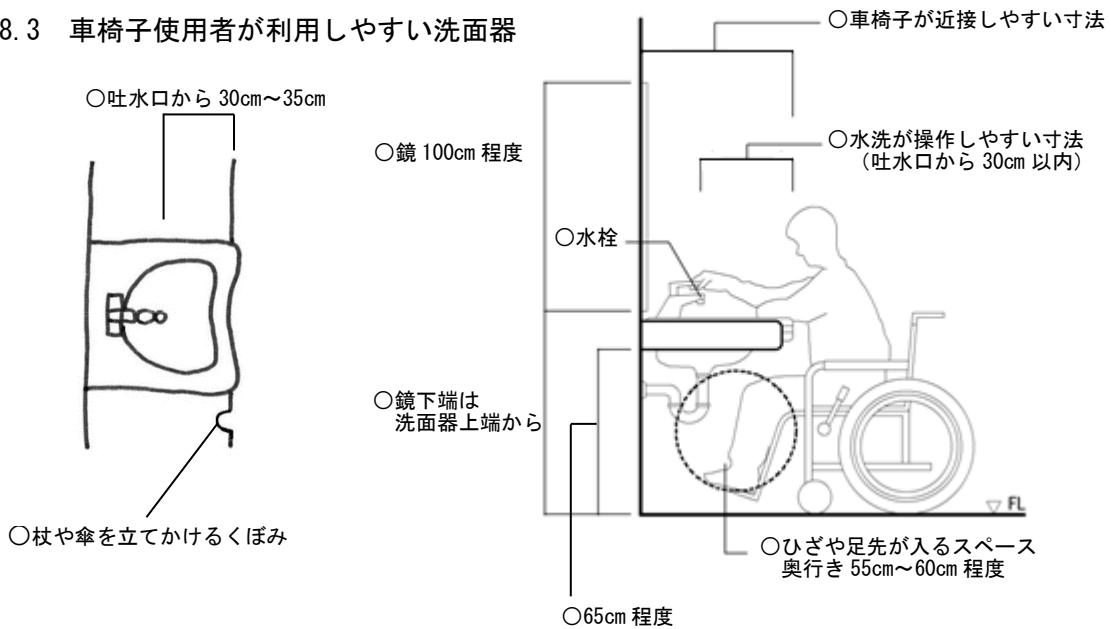
視覚障がい者の中には点字を読むことができない方もいるため、便所の案内においても、触知図案内板を文字等の浮き彫りを併用することや、音声による案内などを行うなど工夫を行うことが望ましい。

●政令・条例の基準
○望ましい整備

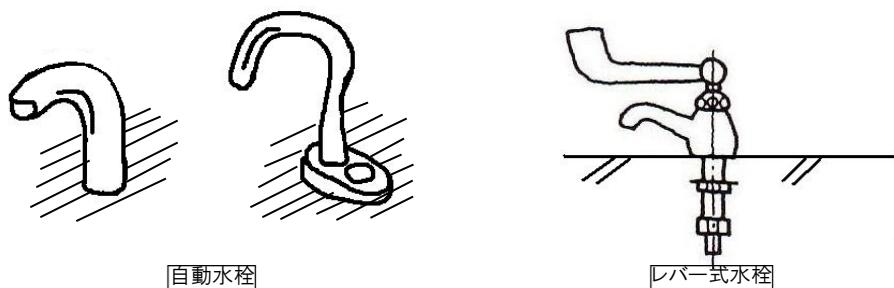
○図 8.2 手すり付き洗面器



○図 8.3 車椅子使用者が利用しやすい洗面器

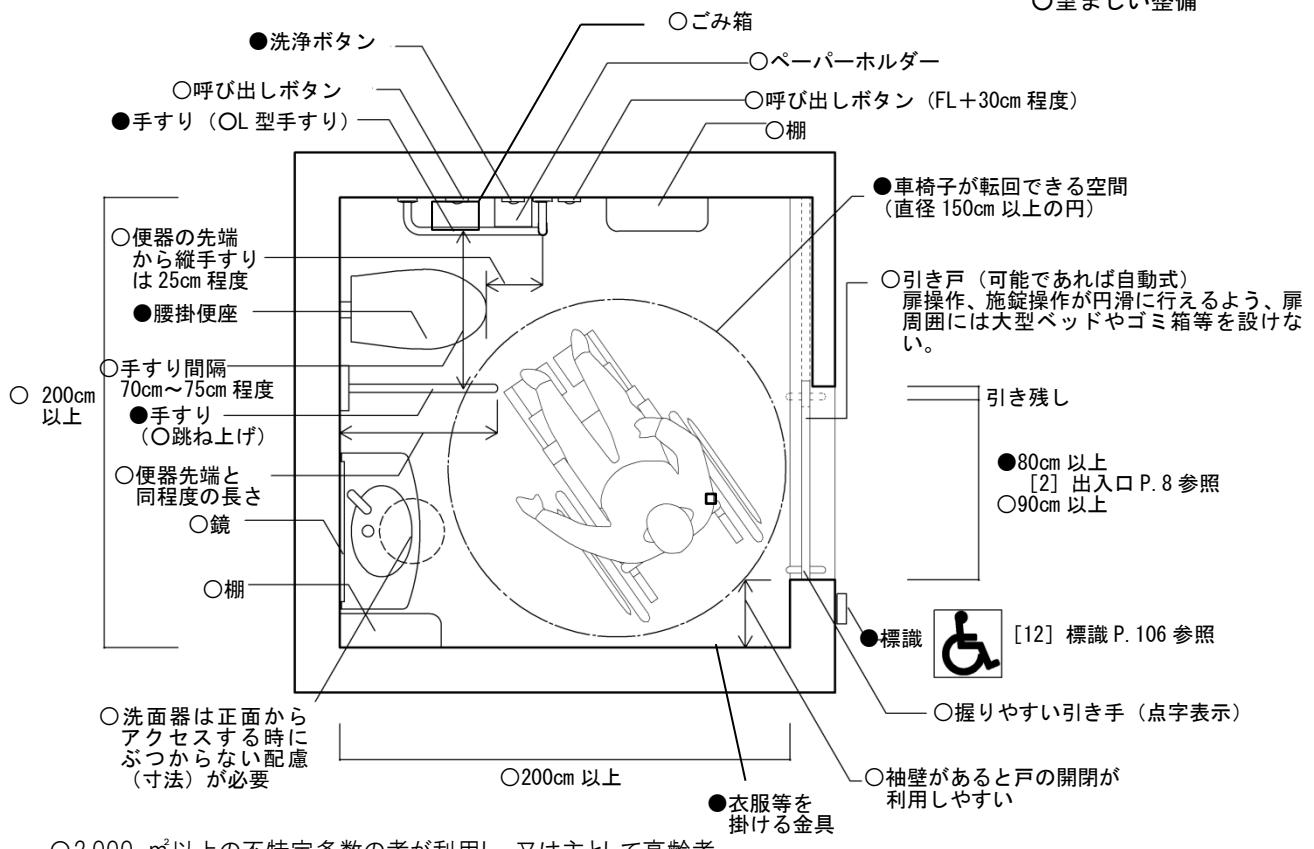


○図 8.4 水栓器具



●○図 8.5 車椅子使用者用便房の計画例

●政令・条例の基準
○望ましい整備

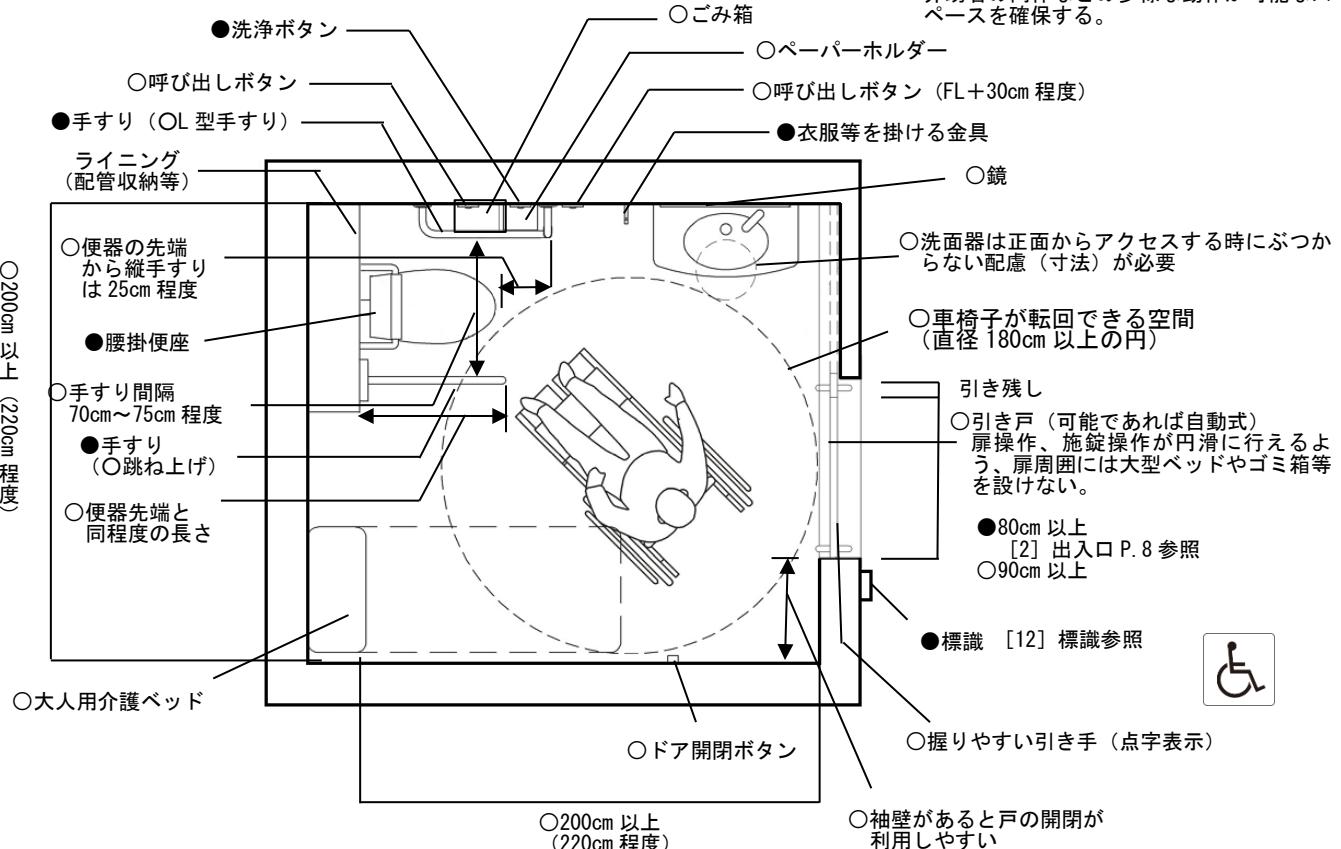


○2,000 m²以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、

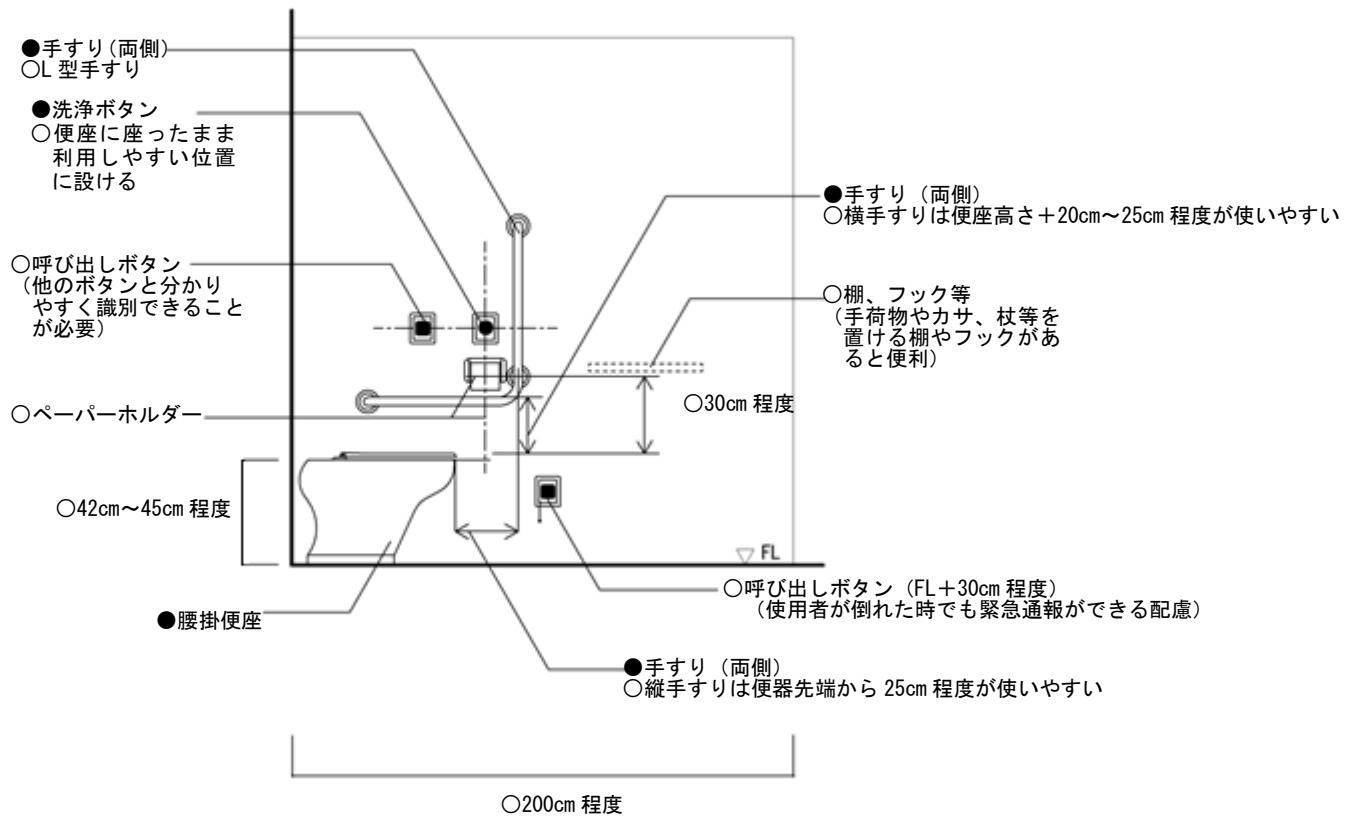
障がい者等が利用する建築物の車いす使用者用便房の計画例

・車椅子使用者が便房内で回転して設備・備品等を使用できるよう、車椅子の回転や介助者の同伴などの多様な動作が可能なスペースを確保する。

○200cm以上 (220cm程度)



●政令・条例の基準
○望ましい整備



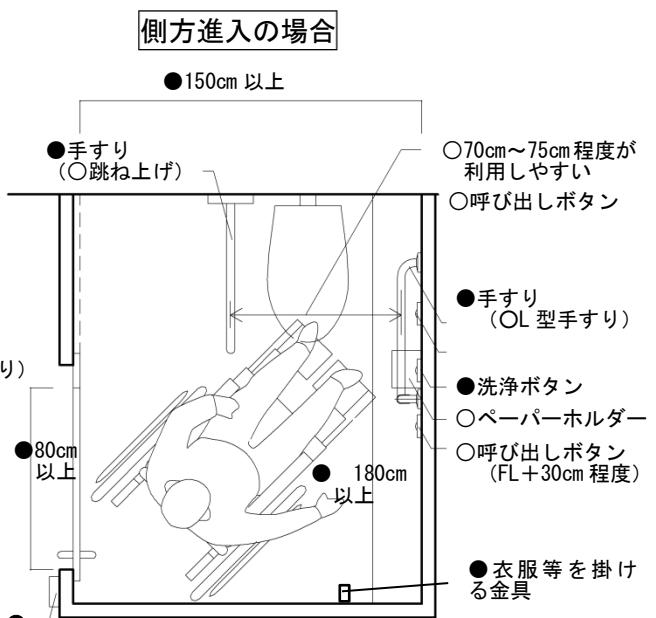
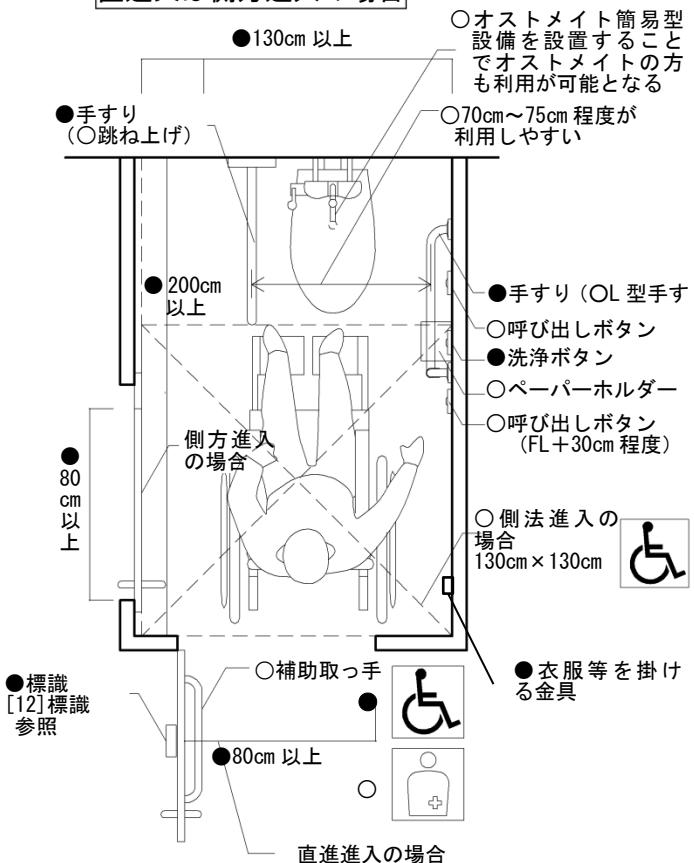
●政令・条例の基準
○望ましい整備

●○図 8.6 簡易型車椅子使用者用便房の計画例

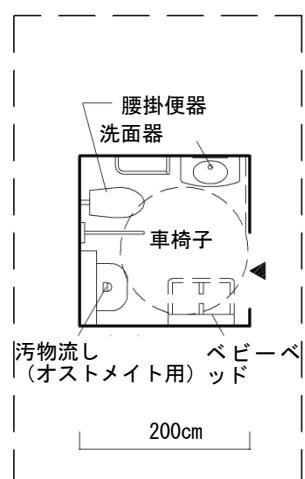
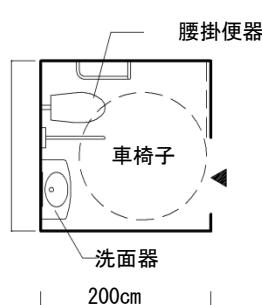
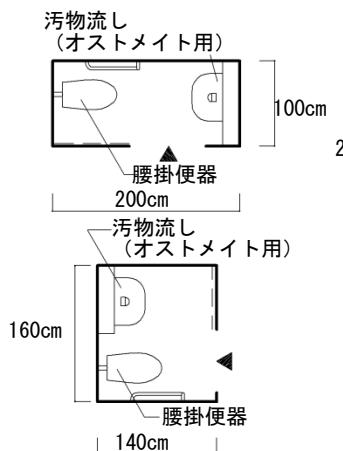
小規模な施設（500 m²未満に限る）については、施設の構造上、十分な空間が確保できない場合が想定されるため、施設の状況に応じ、上記の寸法以上の簡易型便房でも可とする。（ただし、公衆便所を除く。）
また、保育所については、主たる利用者が体格の小さい未就学児であることを考慮すると、車椅子使用者用簡易型便房でも十分な空間の確保ができると考えられるため、施設の規模に関わらず簡易型便房の設置でも可とする。
なお、簡易型便房の場合、計画によっては、後ろに手をまわすことのできない車椅子使用者が施錠・開錠できないため、例えば、大きな操作ボタンの付いた自動ドアを設置するなどの配慮をすることが望ましい。

【簡易型便房】

直進又は側方進入の場合

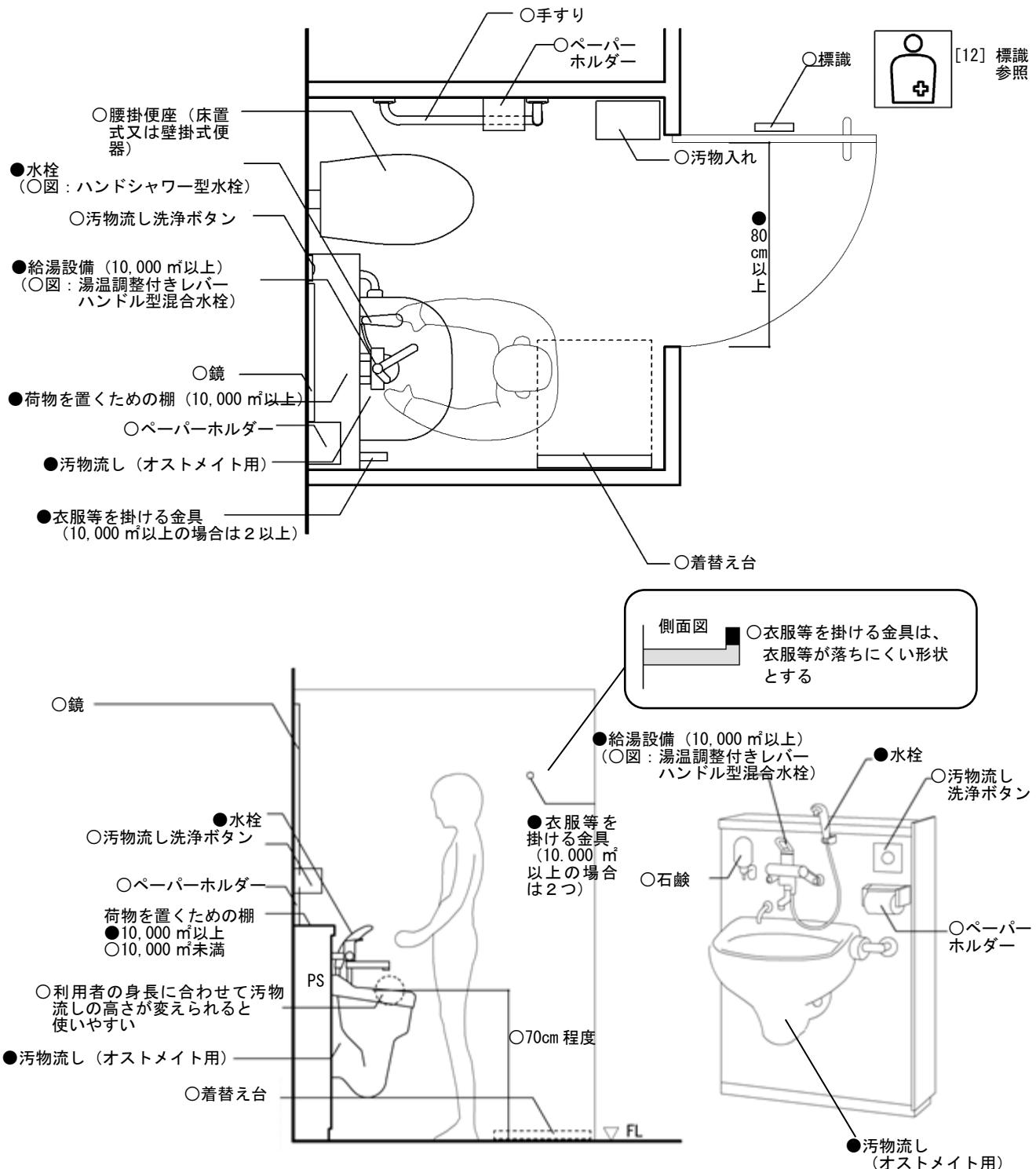


○図 8.7 個別機能を備えた便房及び多機能便房寸法



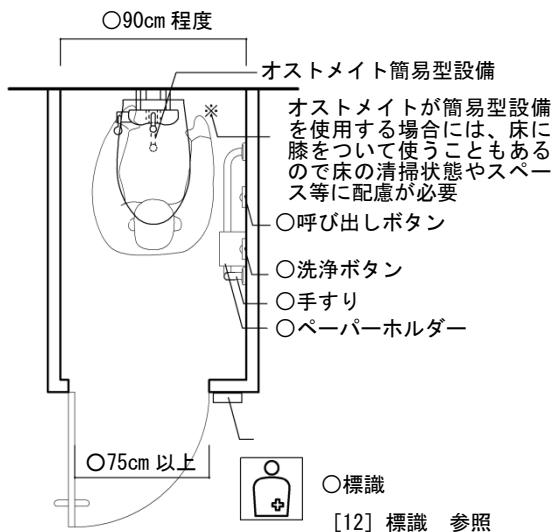
●政令・条例の基準
○望ましい整備

●○図 8.8 オストメイト用便房



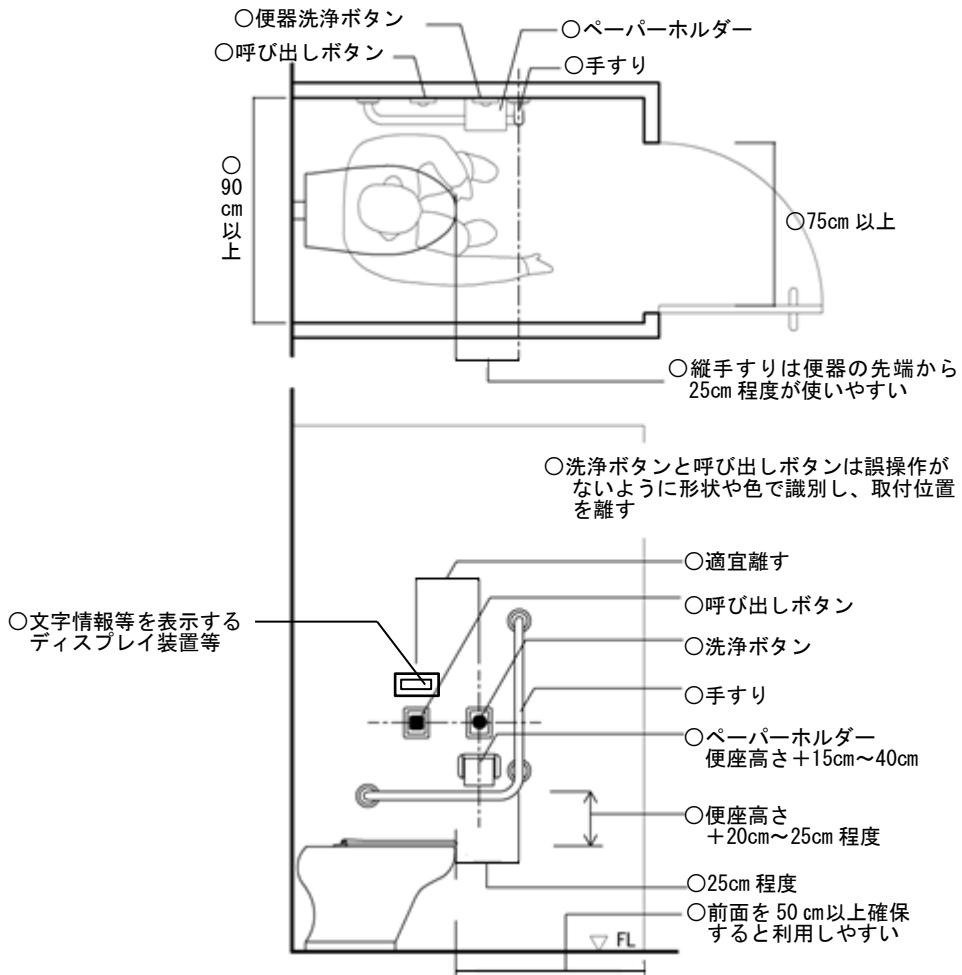
●政令・条例の基準
○望ましい整備

●○図 8.9 オストメイト簡易型設備



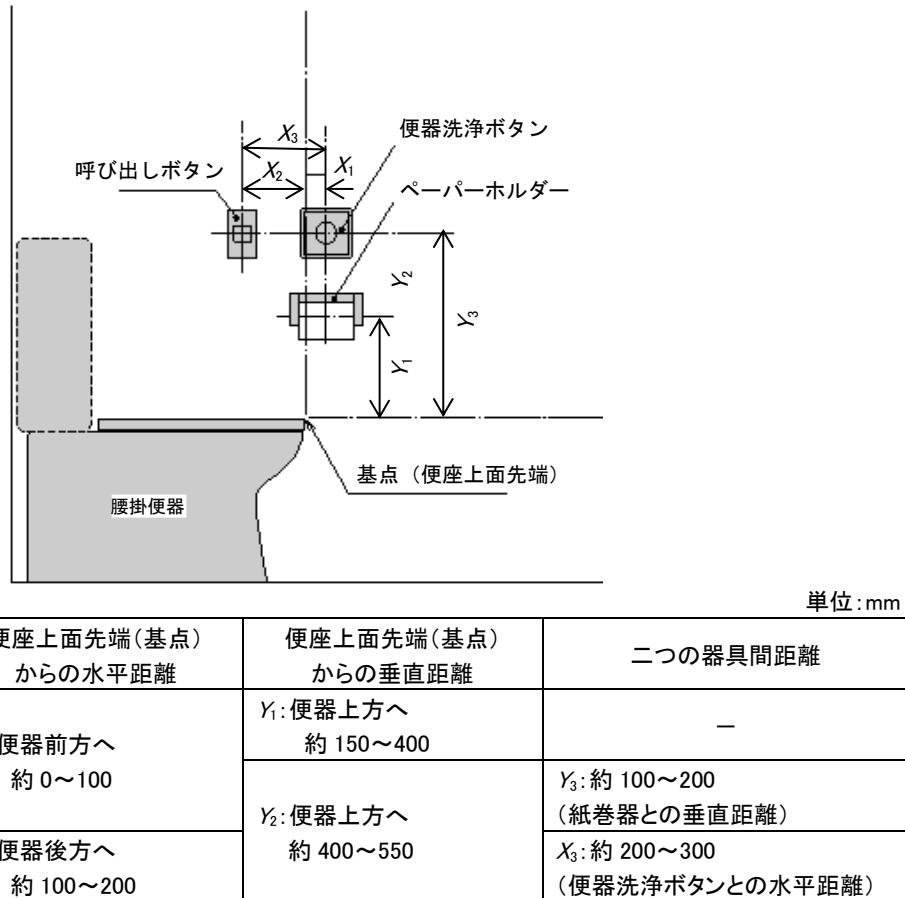
- ・500 m²未満（公衆便所にあっては、50 m²未満）の小規模な施設や、条例により追加した用途の建築物（例：共同住宅）について、オストメイト専用の汚物流しを設けるスペースを確保できない場合などに限っては、平面計画、利用実態等を鑑み、オストメイト用簡易型設備（便器に水栓をつけたもの等）の設置でもやむを得ないものとする。

○図 8.10 その他の便所

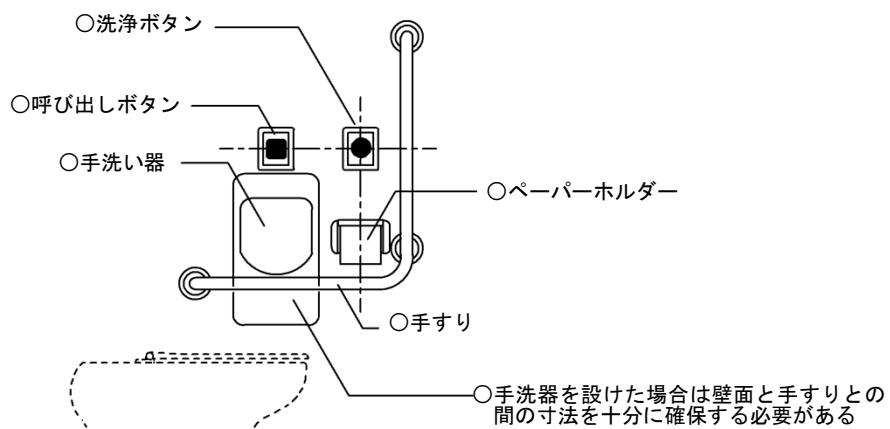


- 政令・条例の基準
- 望ましい整備

○図 8.11 洗浄ボタン等の標準配置例（「JIS S 0026」による）



○図 8.12 手洗器を設ける場合の洗浄ボタン等の配置例



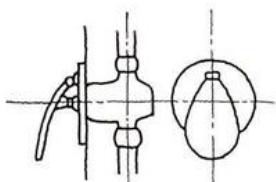
●○図 8.13 操作が容易な洗浄装置

《その他》

●押ボタン式スイッチ



○くつべら式



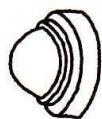
○光感知式



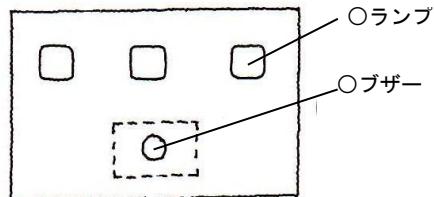
○光感知式の洗浄スイッチは、視覚障がい者には使いにくい設備であるため、押ボタン式スイッチと併用する。

○図 8.14 非常呼び出し装置等

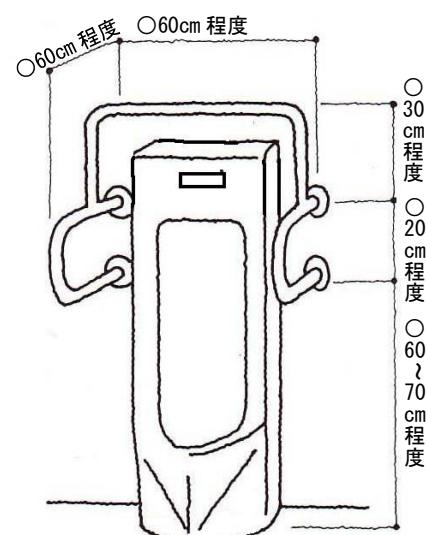
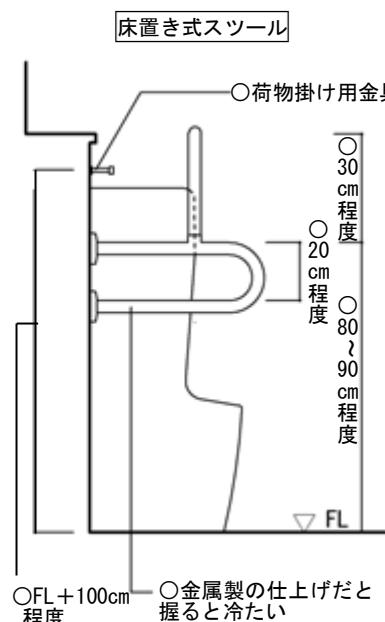
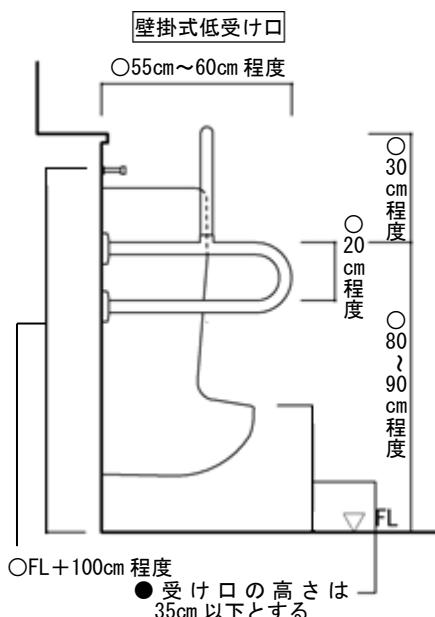
○非常呼び出し表示ランプ



○警報盤

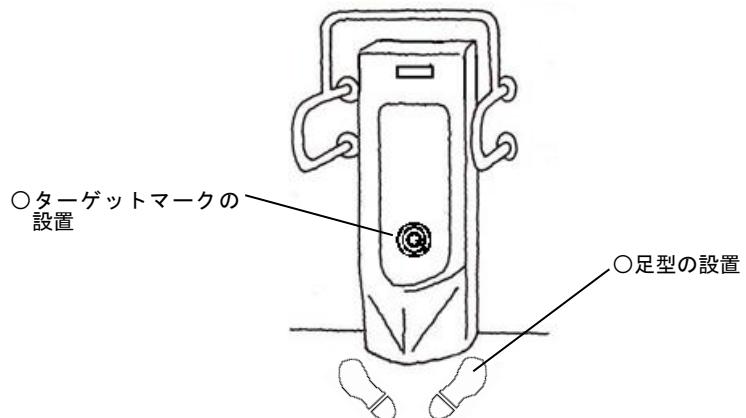


●○図 8.15 小便器

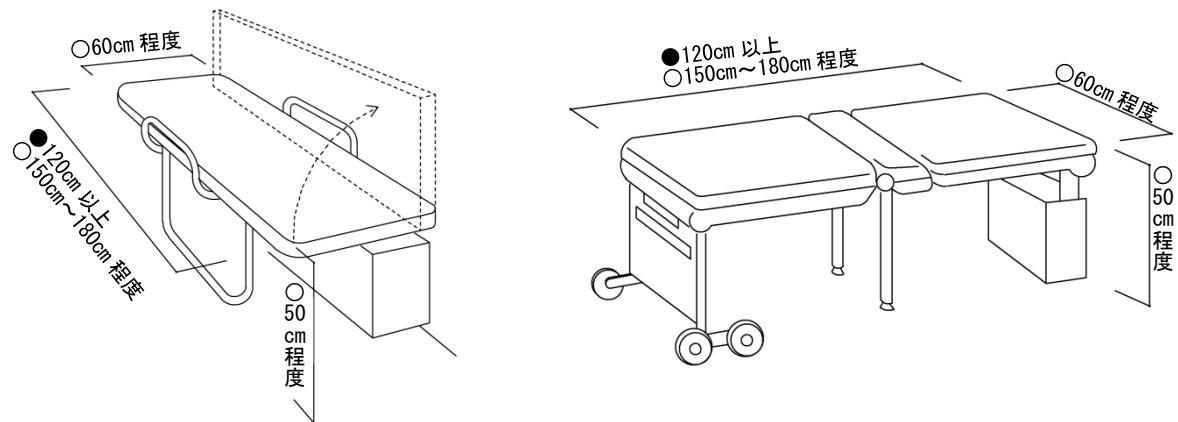


○図 8.16 知的障がい者に配慮した小便器

●政令・条例の基準
○望ましい整備

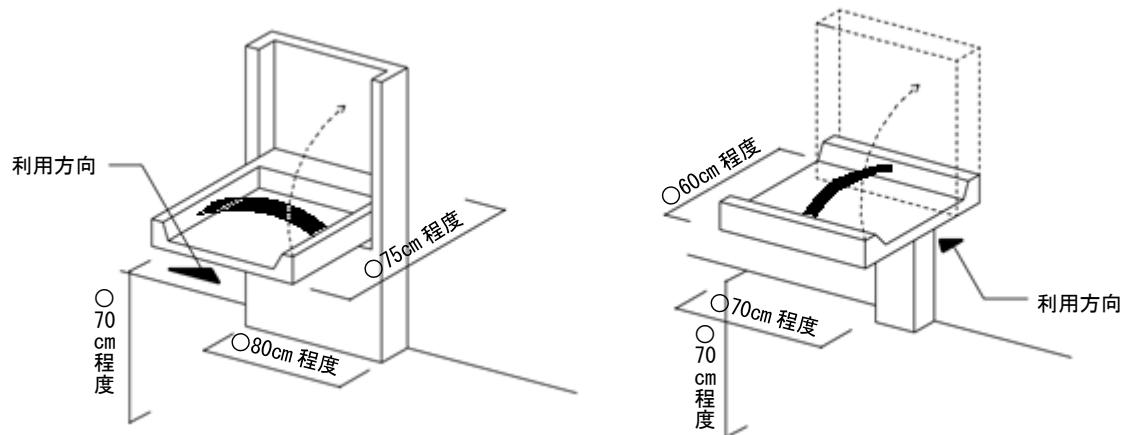


●○図 8.17 大人用介護ベッド



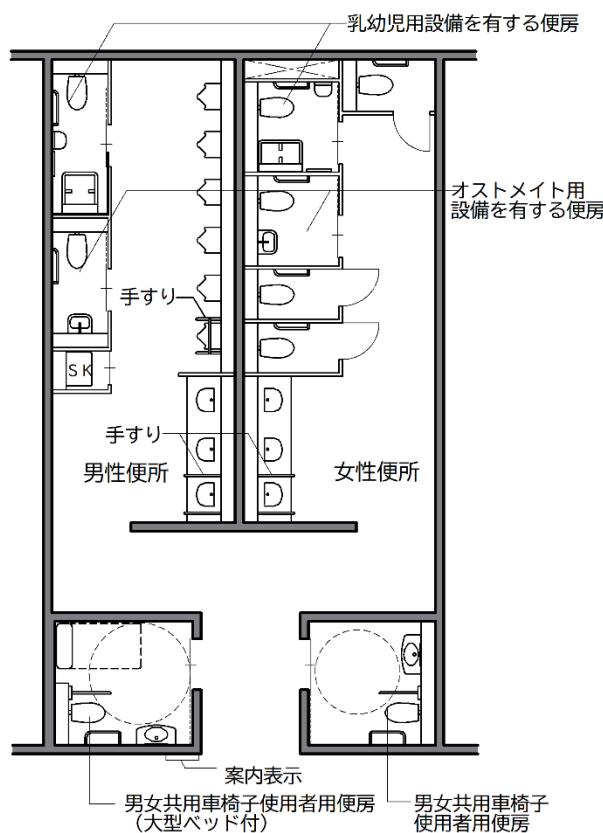
- ・大人用介護ベッドとベビーベッドは寸法や耐加重に違いがあることに留意する。
なお、大人用介護ベッドを設置し、ベビーベッドと兼用することは可能である。

○図 8.18 ベビーベッド

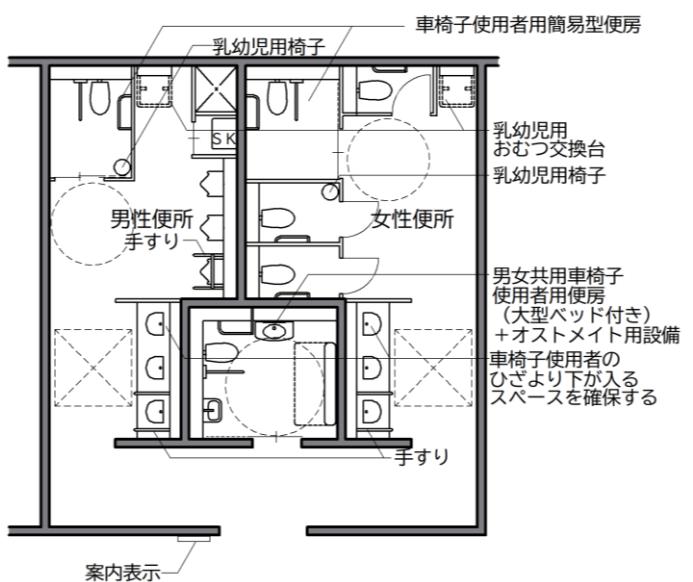


●○図 8.19 高齢者、障がい者等が円滑に利用できる便所・便房の設置例

①「個別機能を備えた便房」を分散して設けた便所

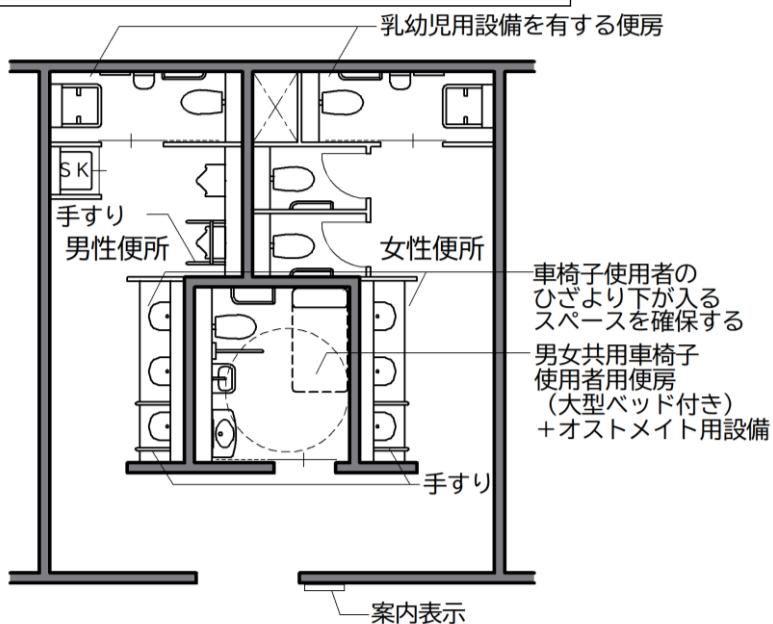


②「個別機能を組み合わせた便房」及び
「簡易型機能を備えた便房」を設けた便所



※具体的な配慮内容については、序章-19 を参照

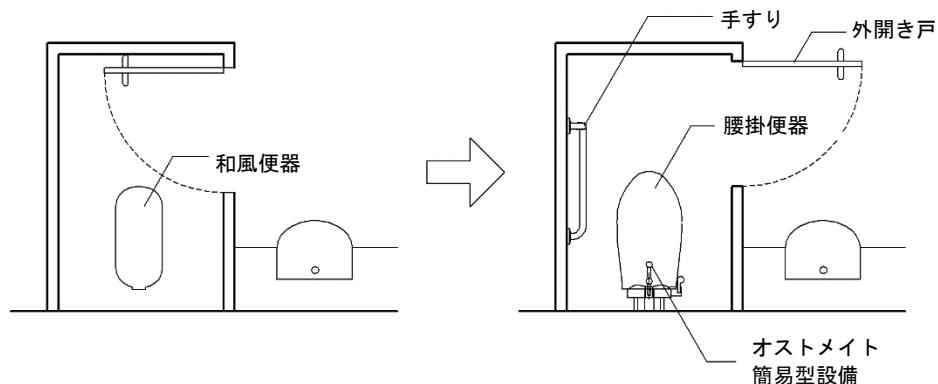
③「個別機能を組み合わせた便房」を設けた便所



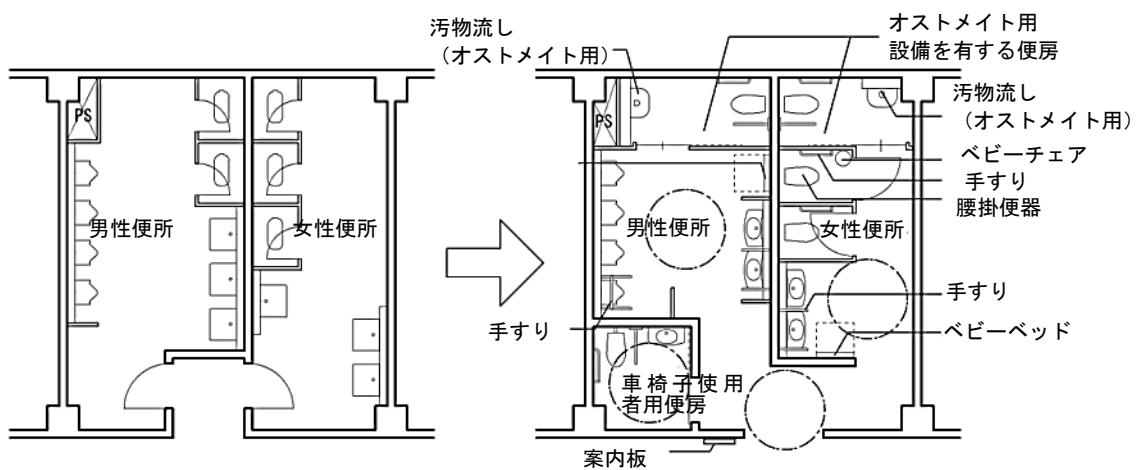
●○図 8.20 便所・洗面所の改善例

- 改善・改修により、車椅子使用者用便房を設ける場合や、和風便器から腰掛便器に変更する場合には、総便房数が減る可能性があるため、利用者の実態に応じて便房数の設定や、配置に留意する。
- 一定規模・期間の工事が必要となることから、施設を運営しながら改善・改修を実施する場合には、工事の実施時期（休館日や夏休み等での工事の実施）、仮設便所の設置、工期の短縮に努めること等の工夫が必要となる。

改善例 1



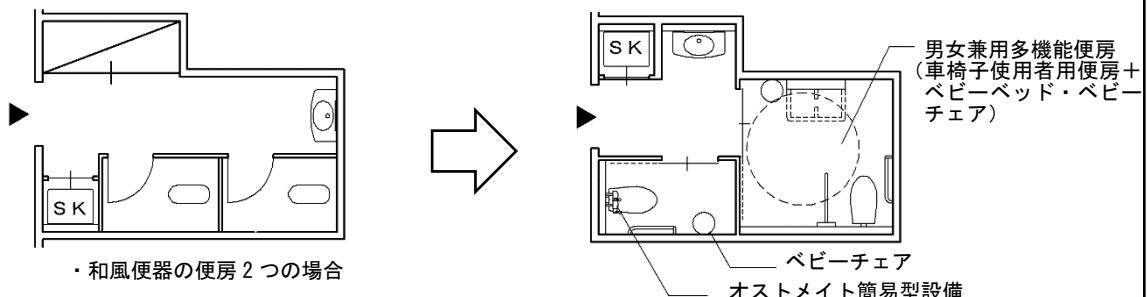
改善例 2



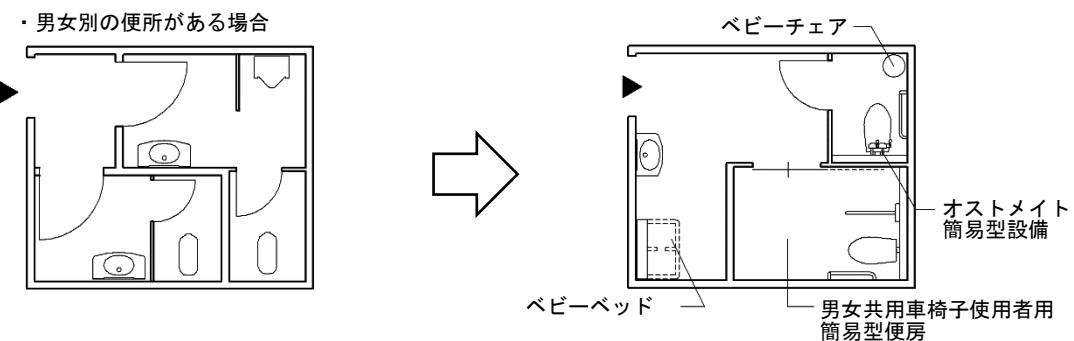
●○図 8.21 小規模施設での改善例

- ・面積や構造による制約がある既存建築物の改善・改修では、十分な空間を確保できないことが想定されるため、施設の状況に応じ、簡易型便房の設置を検討する。
- ・十分な空間を確保する方法として、便房や手洗いスペース等の配置を工夫する。

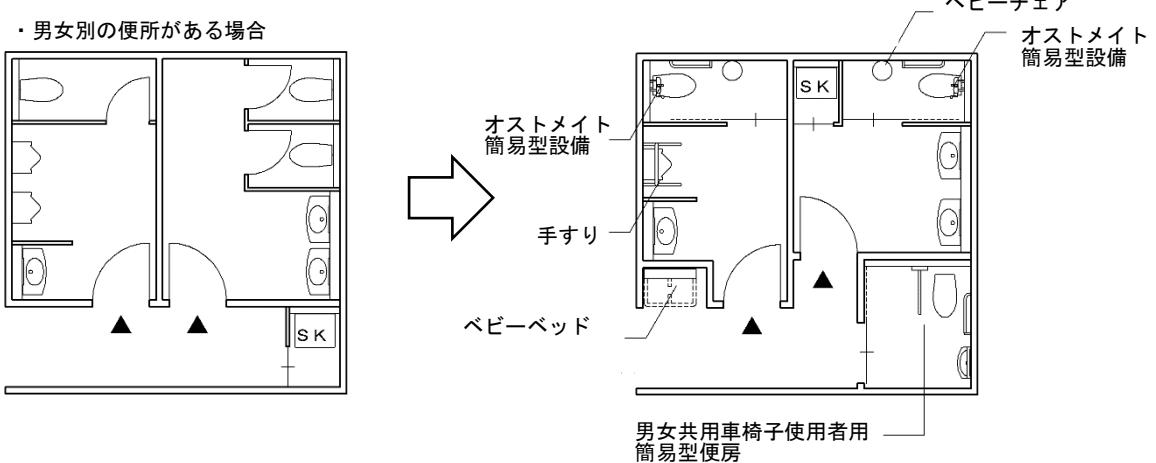
改善例 1



改善例 2

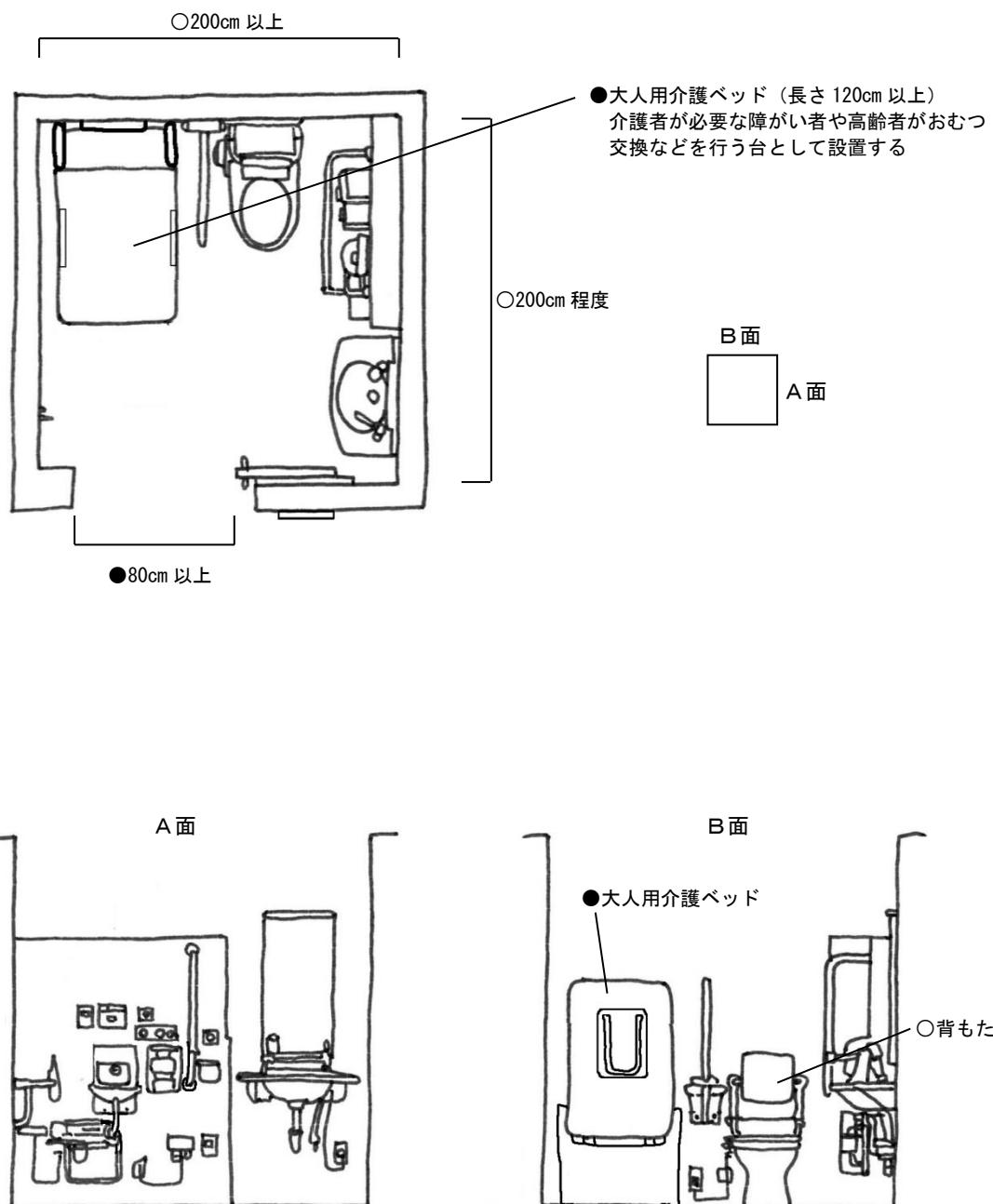


改善例 3



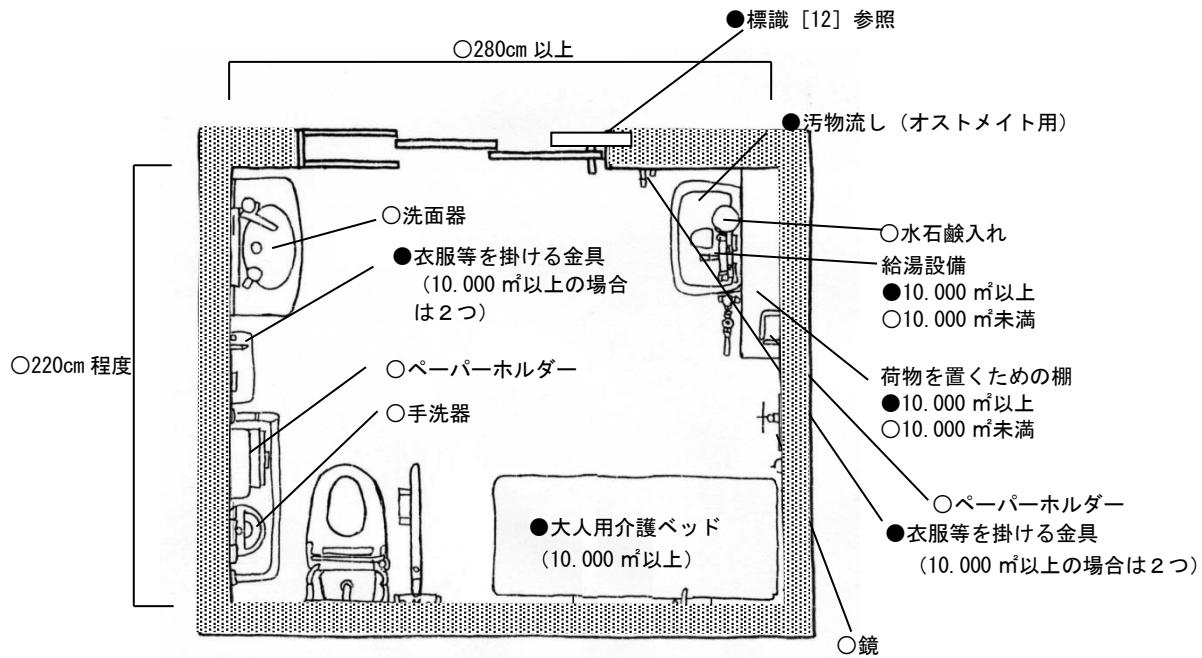
- 政令・条例の基準
- 望ましい整備

●○図 8.22 大人用介護ベッドを車椅子使用者用便房内に設けた例



●政令・条例の基準
○望ましい整備

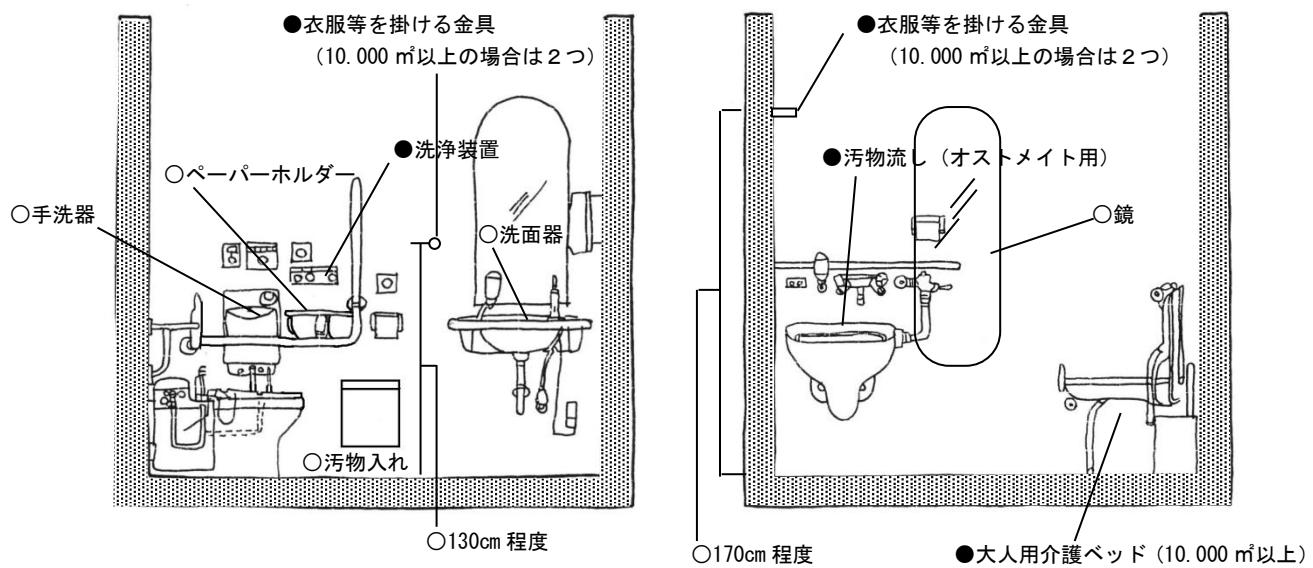
●○図 8.23 汚物流し（オストメイト用）及び大人用介護ベッドを車椅子使用者用便房内に設けた例（220cm×280cm タイプ）



A面

A面

B面



- 政令・条例の基準
- 望ましい整備

●○図 8.24 汚物流し（オストメイト用）及び大人用介護ベッドを
車椅子使用者用便房内に設けた例（220cm×250cm タイプ）

